

総務文教委員会記録

○開催日時

平成27年5月28日 午前9時58分～午前10時33分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帯田裕達	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	徳永武次

○欠席委員（1人）

委員 佃昌樹

○その他の議員

議員	江口是彦	議員	成川幸太郎
議員	杉菌道朗	議員	下園政喜
議員	谷津由尚		

○参考人

川薩地区退職教職員連絡協議会 会長 松山俊文

○説明のための出席者

危機管理監 新屋義文 防災安全課長 角島 栄

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	主幹	久米道明
課長代理	茶圓勝久	議事グループ員	柳 裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一		

○審査事件等

- ・ 陳情第5号 集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出について
 - (1) 陳情者の参考人招致について
 - (2) 川内駐屯地からのイラク復興支援について
-

△開 会

○委員長（持原秀行）定数7名、現在員7名、出席6名、欠席1名であります。欠席の1名は、佯委員が欠席の届出であります。

よって、定足数に達しており、委員会は成立しております。

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により、審査を進めてまいります。

ここで、1名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△陳情第5号 集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出について

○委員長（持原秀行）それでは、陳情第5号集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出についての陳情を議題とします。

まず、前回の委員会において、陳情者を参考人招致することが決定され、本日、陳情者の参考人招致を行います。

それでは、参考人が入室しますので、ここでしばらく休憩をいたします。

~~~~~  
午前10時 休憩  
~~~~~  
午前10時1分開議
~~~~~

〔参考人入室〕

○委員長（持原秀行）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、参考人を御紹介いたします。

川薩地区退職教職員連絡協議会会長、松山俊文氏です。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、

当委員会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

ここで参考人に申し上げます。審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ御説明をしてあるとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人から、陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（松山俊文）私は、初めての件で、書いてきましたので、これを読ませて説明とさせていただきますと思います。

集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書、陳情についての趣旨の説明。

70年前、日本は戦争は二度と繰り返さないと強い決意で平和国家を目指してきました。戦争は、人が人を殺し合う悲惨なものです。私たちも「教え子を再び戦場に送るな」をモットーに取り組んできました。

戦争の教訓からできた日本の憲法は、戦争をしない——いわゆる放棄です。それから、陸海空軍、その他の戦力は保持しない、国の交戦権は認めない——いわゆる平和憲法です。この70年間、平和憲法のもと、一人の日本人も戦争で殺されていないし、殺してもいません。

しかし、この平和であった日本のあり方が変わろうとしています。日本政府は、これまで、憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため、必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を通してきました。

ところが、2014年7月、安倍晋三内閣は憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。これは、日本が攻撃されていなくても、他国への武力攻撃に反撃して参戦するもので、まさに戦争に参加するものであります。戦死者という言葉が、また現実のものになるようとしているのです。

戦争を二度としないと誓った我が国の根本から変えるものであり、このような国民に真を問うべき重大な問題を、一内閣が行うことは到底認められません。

よって、ここに、3月5日に陳情いたしました。以上です。

○委員長（持原秀行）ありがとうございました。

これより質疑を行います。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）松山参考人におかれましては、本当にこちらまでおでかけいただきまして、本当にありがとうございます。

今回の陳情の趣旨について、私も賛成するものです。

まさに、これまで70年間、日本は海外の戦争で外国人を殺したりとか、また、殺されたりとかいうことはなかった。これは、やはり憲法9条のもとで武力を禁止している、海外での戦争に参加することを禁止している、そういった憲法9条があったからであるというふうに思います。

そして、小泉政権のときに、イラク特措法とかいうことで、自衛隊が海外に派兵されることになりましたが、しかし、そのときに国会の中で議論されたことというのは、決して戦闘地域にはいかない、そして、武器は使用しないということを確約されたわけです。

有名な小泉首相の答弁の中で議論になったのが、「戦闘地域はどこなのか」、「戦闘地域と非戦闘地域はどこがどう違うのか」という問いに対して、「自衛隊が行くところは戦闘地域ではない」という、そういうちょっとおかしい定義づけですけども、そういうことを言って、とにかく戦闘地域には行かないということは、このときの総理大臣も認めたことだったわけです。

ところが、今回の戦争法案、集団的自衛権の行使容認の閣議決定と、それに基づく、それを具体化する戦争法案というのは、そういう戦闘地域に行かないということについて、その歯どめを外してしまった、そして、武器を使わないということについても歯どめを外してしまう、こういう危険な中身を持っているものということが指摘され、先週でしたっけ、南日本新聞でもその特集が組まれて、こういう法律を通していいのかと抗議するという社説まで出しているわけです。一般的に戦争になるんじゃないか、自衛隊員が殺し、殺されるということになるんじゃないかという不安は、ますますふえてきていると思います。

そこで、松山参考人にお伺いいたしますけども、先ほど「教え子を戦場に送るな」というスローガン、そういう思いで今まで教職につかれていたということですけども、しかし、教え子の中でも自衛隊員になった方もいらっしゃるんじゃないかと

思うんです。そういった方々が、そういう海外の戦争に出かけるということで自衛隊員になった方が本当にいらっしゃるのかどうか、教え子の中にそういう方がいらっしゃるかどうかということや、そういう子どもたちが海外で戦争するということになるかもしれないという危険性がふえていることに対しての思い、そういうものを少し、思いをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○参考人（松山俊文）実際に自衛隊に行った教え子と会って話をしたことはないんですけども、やはり一般的に言われるように、自衛隊員の方とその家族の方たちが一番、今、心配しているんじゃないだろうかと思います。

私たちも、一応、戦場に送らないという決意で学校現場で働いてきましたけれども、やはりいろんな職種を選んでいきますので、自分たちが「自衛隊に行くな」とか、そんなことはもちろん言えません。

行って、実際に海外に行って、いろんな活動をしているという人も今までいると思います。ただ、それが今回の場合には、今までと完全に違うんじゃないかということです。

安倍さんもきのうの国会答弁ですか、初めて「リスクがある」というような表現も使っていますので、今後、ひょっとすれば戦争に参加して、そういった犠牲になる方も出てくるんじゃないかと心配はしております。

その程度でいいでしょうか。済みません。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ないようであります。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、陳情第5号の参考人に対する質疑を終了いたしました。

参考人には、本委員会に御出席いただき、また、貴重な御意見を述べていただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、参考人は退出をお願いいたします。参考人の退出のため、また、当局の入室のため、

しばらくお待ちください。

[参考人退室、当局入室]

**○委員長（持原秀行）** 次に、前回の委員におきまして、資料提出要求のあった川内駐屯地からのイラク復興支援についてに入ります。

当局に説明を求めます。

**○防災安全課長（角島 栄）** 大変遅くなったこと、申しわけございませんでした。

では、資料に沿って説明させていただきます。

資料につきましては、第8次イラク復興支援群（川内駐屯地からの派遣内容）についてでございますが、このイラク復興支援群につきましては、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づくものでございました。

（1）の川内駐屯地からの派遣人数につきましては、37名でございました。

次に、派遣期間としましては、平成17年の10月11日から平成18年の3月4日までの145日間となっております。

次に、派遣先につきましては、サマワ郊外の宿営地でございました。

次に、第8次イラク復興支援群の任務としましては、給水、医療支援、学校及び道路等の補修などの人道支援を目的としていました。その中で、川内駐屯地の派遣隊員の任務内容につきましては、宿営地内の道路及び長期派遣のための施設等の維持補修でございました。危険を伴わない業務ということで確認しているところでございます。

以上で、防災安全課からの説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（井上勝博）** この駐屯地の方々の任務というのは、宿営地内の道路等の維持補修など、極めて限定的なものになっていたわけですが、これ以上の情報はないんですか。例えば、周辺で爆弾が投下されたとか、そういうことがあったことなど、何かありませんでしたか。ほかに情報は。

**○防災安全課長（角島 栄）** そういう情報は、私のところには入っておりません。

**○委員（井上勝博）** 今回の法律については、こういう人道支援だけではなく後方活動、これはきのうの国会での議論の中で、後方支援、後方活動というのは日本の造語であって、実際は後方活動

とは言わずに標準的には兵站活動というふうになるそうなんですけども、今度の法律によって兵站活動ができるということになるということについては、当局はそういう情報はないですか。

**○防災安全課長（角島 栄）** 現在のところ、そういう情報は入っておりません。

**○委員（井上勝博）** それでは、情報はなくても、つかんでいる点でいいんですけれども、これまで、このイラク派兵やアフガニスタンなど、海外に派兵した自衛隊員が、経験をした人が自国に帰ってきて、自殺された方が何人いらっしゃるかというのは、何か御存じですか。

**○防災安全課長（角島 栄）** その件については把握しておりません。

**○委員（井上勝博）** わかりました。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質問はありませんか。

**○議員（成川幸太郎）** 前回の委員会のときに、今の駐屯地からのイラク復興支援と合わせて、昨年、閣議決定されたあと、自衛隊員の募集状況等の変化が起こっているのか調べてほしいというのもあったと思うんですが、それについては、何か調べていらっしゃいますか。

**○防災安全課長（角島 栄）** 薩摩川内市の出身の方の募集状況につきましては、平成24年度が19名、25年度が15名、26年度が22名という入隊、入校の現在の状況でございます。

以上です。

**○議員（成川幸太郎）** それは、現実の自衛隊員の人じゃなくて、募集をされていて、それに対しての応募者がどんな変化をしているかということなんですけど。

**○防災安全課長（角島 栄）** 薩摩川内市の募集につきましては、受験者数で言いますと、平成24年度が、自衛官のほうで122名、学生のほうで65名、また、25年度が、自衛官のほうで123名、学生のほうで49名という現状でございます。

平成26年度につきましては、防衛白書の公表がないということで、数値は把握しておりません。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。ほかに

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、川内駐屯地からのイラク復興支援についてを終了します。

ここで、当局の関係は終了いたしましたので、退室をお願いいたします。

〔当局退室〕

**○委員長（持原秀行）** それでは、本日予定していた項目は終了いたしました。

ここで、本陳情の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見はありませんか。

**○委員（徳永武次）** 参考人の招致もあり、今、当局の説明も聞きまして、この陳情に対しての採決をお願いいたします。

**○委員（井上勝博）** あまりにも法律についての内容が、情報が不足しているのではないかというふうに思います。

例えば、兵站活動が許されるのかどうか、武器の使用がどういった場合に使用されるのかどうか、そういったものが法律に基づいて何ら、新聞を読んだりしていますけれども。しかし、共通の認識にされているんだろうかという、ちょっとそういう懸念もあるわけです。

それから自殺者についても、これまでは海外に派兵の経験の自衛隊員の自殺者が40人というふうに言われていて、一般の自殺者の割合からすると、10倍、11倍と言われているわけですが、昨日は改めて58名という、そういう資料も出されたようで、今までもこういう戦闘地域には行かない、武器は使用しないという事態の中でも、精神的ストレスというのが非常に大きかったということが示されているというふうに思うんです。

こういった基本的な法律についての情報というのが非常に乏しい中で、意見として、今出すか、出さないかということについて、もう少し、やっぱり法律内容自身を私たちもよく勉強していくべきじゃないだろうかというふうに思いますので、継続にして、勉強会を一度やる必要があるんじゃないかということなんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

ただいま、本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りをしたいと思います。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（持原秀行）** 起立少数であります。よって、本案を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 今回の集団的自衛権行使容認する閣議決定を受けての一連の法律、これについて、三つの重大な問題があるということが明らかになってきております。

一つは、戦闘地域での活動ができるようになる。先ほども言いましたが、これまで海外に自衛隊が出かけていっても、戦闘地域には行かない、武器の使用はしない、これが原則ということで、海外での軍事活動ではないので、集団的自衛権行使とは違うということできたわけです。

しかしながら、今度の閣議決定というのは、自国が攻撃もされていないのに自衛隊を海外に派遣して、戦闘地域での活動を許可するという内容になっている。そうすれば、当然、巻き込まれる可能性というのは十分出てくると。それはやっぱり、後方支援といえども、兵站活動というのは戦争の一部ですので、武器、弾薬、食料などを補給するちゅうところについては、当然、敵の攻撃の標的になってきます。

安倍首相は、危険な状態になったら逃げるといふふうに言っておりますけれども、一緒に後方支援活動をして、敵との戦闘がされている中で、日本の自衛隊が果たして現場の判断で撤退せよといふふうになるんだろうかということは非常に疑問に思います。

そういった場合に、当然、そこに居続けると、そうすると敵の攻撃も考えられる。攻撃があれば反撃をするということに当然なってくるわけです。だから、これでは、いくら戦争に巻き込まれないといふふうに言ったとしても、絵に描いた餅でしかないというふうに思います。

それから、二つ目に、この法案の中にPKO法の改定というのがあります。これは、国連の平和維持活動とは別に、民間による治安維持活動、具体的な例で言えば、2001年から14年にアフガニスタンに展開された国際治安支援部隊（ISAF）という活動があるわけですが、このISAFの活動の中で、13年間で約3,500人の戦死者が出ています。

安倍首相は、この治安維持活動が具体的にどのようなものが明らかではないというふうに言っていて、このようなISAFがあったとして、そこに自衛隊を派遣するかどうかについては、今はまだ何も言えないというふうに言っているわけです。行かないと言っていないんです。

だから、そういう点で、こういった戦死者が出るような地域に自衛隊を派遣することが可能となると、こういうことで本当にいいのかという問題があります。

それから、三つ目に、肝心なのは日本が攻撃をされていないのに、アメリカの要請に基づいて、三要件と言いますが、この三要件については、非常に抽象的な表現になっております。

この三要件は、どういう基準のもとで判断するのかということについて、こういう国会での議論がありました。「アメリカの先制攻撃の戦争に対して集団的自衛権を発動するということもあり得るのか」という質問に対して、安倍首相は「個別具体的に判断する」と言ったんです。だから、これは三要件と言いながら、個別具体的な判断によっては、アメリカが起こす先制攻撃の戦争にも参加し得るということを言っているわけであって、今まで専守防衛、日本が攻撃をされたときのみ個別的自衛権が許されるという解釈で進めてきたものを、これを一気に飛び越えて、アメリカの先制攻撃の戦争にも自衛隊を参加させることができるという重大な問題を含んでいると。

こういった法律が通れば、日本はアメリカ軍と同じ部隊だというふうに海外からは見られるわけであって、今までイラクだとか、アフガニスタンだとか、そういった地域において、日本人というのは憲法9条を持つ国、戦争をしない国ということであるので、非常に歓迎され、命の危険もなく、井戸を掘ったりとか、学校をつくったりとか、そういう活動が安心してできたわけです。

そういった活動ができなくなるだけでなく、

ヨーロッパでも頻繁にある自爆テロのようなものが日本でも起こり得るということも大いに考えられると。そして、よく言われるのは、私も非常に、この薩摩川内市にとっても重要な問題だと思うのは、原発が狙われるということも考えられるわけです。

これは決して絵空事のものではないと。私たちに関係しないという問題でもない。それは、やっぱりそういう危険がふえる、増大するという点については、やっぱりこれはどうしても、今、自民党が言っているのは、80日間の国会会議中に通すんだというふうに言っておりますけど、全ての野党が一致しているのは、80日間では短すぎると、徹底審議するべきだと。今国会で採決ということにこだわらないということを主張しているわけですが。世論調査によっても多くの国民は、この戦争法の法律を望んでいないということもはっきりしております。

そういう中であって、この戦争法について、市議会として待ったをかける、意見書を出す、これは、私たちは市民の命や暮らしに責任を持つ、そういう市議会ですし、また、自衛隊の駐屯地がある、そういう町でもありますので、強く政府に、この戦争法案を廃案にすべきであるということを求めるべきであるというふうに思います。

よって、陳情に賛成するものです。

○委員長（持原秀行）次に、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論は尽きたと認め、これで討論を終わります。

採決をいたします。採決は起立により行います。

本陳情は、趣旨を良とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立少数であります。よって、本陳情は不採択すべきものと決定をしました。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（持原秀行）それでは、以上で陳情第5号の審査を終わりましたが、委員会報告書の取

りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱いをいたします。

---

△閉 会

○委員長（持原秀行）以上で、本日の日程の全てが終了しましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

本日は、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 持原 秀行